

規 則

「千曲市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年2月5日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第2号

千曲市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

千曲市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和6年千曲市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第11条の2 条例第13条の2第2項に規定する市長の定める基準は、基準日以前6月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて別表第2に定める割合に100分の50を乗じて得たものとする。

2 条例第13条の2第1項後段に規定する市長が定める職員は、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において次の各号のいずれかに該当する職員とする。

（1）休職にされている職員（給与条例第46条第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）

（2）非常勤の職員

（3）地方公務員法（昭和25年法律第261号。次号において「法」という。）第29条第1項の規定により停職にされている職員

（4）法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けている職員

（5）公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に定める派遣職員

（6）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち千曲市職員の育児休業等に関する条例（平成15年千曲市条例第34号）第5条の3に規定する職員以外の職員

3 前項に規定する勤務期間は、会計年度任用職員として在職した期間とし、期間の計算については、常勤の職員の例による。

4 条例第13条の2第1項に規定する勤勉手当の支給日は、それぞれ基準日の属する月の15日（これらの日が土曜日及び日曜日又は祝日法による休日に当たるときは、それぞれの日前においてその日に最も近い土曜日及び日曜日又は祝日法による休日でない

日) とする。

- 5 条例第13条の2第2項の勤勉手当基礎額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該勤勉手当基礎額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。